

# 監 査 報 告 書

公益財団法人 山田長満奨学会

理事長 山田 長満 殿

平成28年5月13日

公益財団法人 山田長満奨学会

監事 一之瀬 卓



私は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

## 1. 監査の方法の概念

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧などを必要と思われる監査手続を用いて、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務の妥当性を検討した。

## 2. 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、付属明細書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不整の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な過失はないと認める。

# 監 査 報 告 書

公益財団法人 山田長満奨学会

理事長 山田 長満 殿

平成28年5月13日

公益財団法人 山田長満奨学会

監事 高橋 秀彦



私は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

## 1. 監査の方法の概念

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧などを必要と思われる監査手続を用いて、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務の妥当性を検討した。

## 2. 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、付属明細書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不整の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な過失はないと認める。